

令和 6 年度 フレンドキッズランド  
重要事項説明書

保育を開始するにあたり、当施設があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。同意した場合には、別紙「フレンドキッズランド田柄第二園契約書」及び「同意書」を提出してください。

1 施設運営主体

名 称	株式会社ルシェル
所 在 地	埼玉県白岡市新白岡七丁目 15 番地 4
電 話 番 号	048-788-5490
代表者氏名	代表取締役 常岡 淳

2 事業の目的及び運営方針

事業の目的	小規模保育事業により、地域の待機児童問題の解消を図り、地域社会の子育て環境の向上と地域社会の活性化に向けて取り組みます。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な環境による安心・安全な保育を行います。</li> <li>・一人ひとりの個性を尊重した保育を行います。</li> <li>・人との関わりを大切に、心身の成長を助長する保育を行います。</li> <li>・保護者との連携を大切にし、子育ての支援を行います。</li> </ul>

3 施設の概要

施設の名称	フレンドキッズランド田柄第二園	
施設の所在地	東京都練馬区田柄 2-53-7	
連絡先	TEL 03-5967-1120 FAX03-5967-1132	
施設責任者	松浦 重雄	
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童	18人
※4月1日時点年齢	満1歳未満の児童	3人
開設年月日	2017年（平成29年）4月1日	
認可年月日	2017年（平成29年）4月1日	

4 当施設における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	㎡	
	屋外遊戯場	㎡（近隣公園にて代替）	
園舎	構造	RC造 1F	
	延べ面積	135.91 ㎡	
	耐震診断の実施	有・無	※新耐震基準適合

(2) 主な設備

【園舎】

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	16.5㎡
ほふく室	1室	合算
保育室	1室	39.6㎡
遊戯室	0室	
調理室	1室	
医務室	0室	静養・治療が必要な場合は事務所にて行います
便所	2室	小人用1室(大便器2基・小便器1基) 大人用2室(大便器2基)
手洗い設備	3基	

【屋外遊戯場】

名称	施設からの距離	備考
区立たがら公園	約325m	

5 職員の設置状況

職種	常勤		非常勤	
	員数	備考	員数	備考
施設長	1人			
保育従事職員	主任保育士	0人		
	保育士	4人	2人	
	保育補助者	0人	2人	子育て支援員
栄養士	0人		0人	
調理員	0人		2人	
事務員	0人		0人	

6 開所日・開所時間及び休日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	平日・土曜日 7時30分～19時00分
休日	日曜日・祝祭日 年末年始(12月29日～1月3日)

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は支給認定によって異なります。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を自治体から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で原則8時間、最大11時間の保育時間となります。

原則、満1歳の誕生日前日までは8時30分から17時30分までの受け入れで、この時間帯以外の受け入れは出来ません。

※上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を自治体から交付されている方の場合、原則 9 時 00 分から 17 時 00 分までの範囲内で、原則 8 時間の保育時間となります。

※ 上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、

7 時 30 分から 9 時 00 分まで又は 17 時 00 分から 19 時 00 分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

◆延長保育の利用に当たっては、市区町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要になります。

※原則、離乳食が終わるまでは延長保育の受け入れは出来ません。

【延長保育料金】

延長保育 標準時間認定 1 回：330 円（上限 3,960 円で 12 回以上は一律）

短時間認定 30 分 330 円 上限なし

8 連携施設

施設名	連携内容
北町カトリック幼稚園	・施設、屋外遊戯場の提供、・卒園後の受け入れ、・交流の実施

9 提供する保育等の内容

(1) 保育計画

クラス	保 育 計 画
0 歳児	・生活のリズムを大切に、園児、保護者様の両方が安心できる丁寧な保育を行います。
1 歳児	・様々な発達段階に合わせて、自立心の芽生えと健全な発育を促す保育を行います。 ・伸び伸びとした環境の中で、明るく元気な生活をします。
2 歳児	・卒園に向け、更なる自立心と向上心の育成を図り、豊かな感情を培う保育を行います。 ・子どもの意思を尊重し、認めながら社会生活の基礎を築きます。
その他	・いずれの年代も、十分な保育者の配慮の下で、保護者の代わりとして、安心・安全な保育を行います。

(2) 当施設での年間行事予定

月	内 容	月	内 容
4 月	・入園式 ・お花見会	10 月	・ハロウィーン
5 月	・子どもの日	11 月	・勤労感謝の日
6 月	・時の記念日	12 月	・クリスマス会
7 月	・七夕会 ・夏祭り	1 月	・お正月
8 月	・水遊び	2 月	・節分の豆まき
9 月	・お月見会	3 月	・ひな祭り ・卒園式

※毎月、誕生会・避難訓練・身体測定を当施設において行います。

お子様の月齢に合わせて実施いたします。

上記内容については、変更・追加する場合があります。詳細は園だより等で随時ご連絡する予定です。

(3) 1日の保育の流れ(通常日)

開所時間 7:30~19:00

時 間	0歳	1歳	2歳
7:30	登園開始 (体調チェック)	登園開始 (体調チェック)	登園開始 (体調チェック)
8:00	自由遊び	自由遊び	自由遊び
9:00	朝の会	朝の会 (出欠確認、お歌)	朝の会 (出欠確認、お歌)
10:00		設定保育 (制作や外遊びなど)	設定保育 (制作や外遊びなど)
11:30		昼食準備	昼食準備
12:00	授乳、離乳食等	昼食 午睡開始	昼食 午睡開始
15:00		午睡終了 水分補給、おやつ	午睡終了 水分補給、おやつ
16:00	帰りの会	帰りの会 (お歌、振り返りなど)	帰りの会 (お歌、振り返りなど)
17:00	随時降園	随時降園 (降園まで自由遊び)	随時降園 (降園まで自由遊び)
19:00	閉園	閉園	閉園

・0歳児の保育内容については、お預かりする月齢や家庭での生活リズムを保護者より聞き取るなどして、個々の発達やリズムに合わせた授乳間隔、睡眠間隔を大切にします。

10 昼食等について

- ・保護者の方へは、前月の末日までに翌月の献立表をお配りいたします。
- ・昼食は給食です。ご家庭よりお弁当やおやつをご持参される場合には別途ご相談ください。
- ・アレルギーをお持ちのお子様につきましては、調理用具やお皿などを分け、テーブルも分けるなど、アレルギーが混入しないよう十分配慮いたします。 極度のアレルギーの場合は別途ご相談となります。

11 アレルギー等の対応

生活上でアレルギーにより留意する点がありましたら、必ず事前に相談してください。 ※別紙アレルギー関連の用紙にご記入下さい。

12 衛生管理等

種 類	対 応	備 考
調理士・保育士の検便	毎月1回実施	
医薬品	絆創膏、水枕、消毒薬、体温計、その他応急処置に必要なもの	

※医薬品につきましては、医師の処方のある医薬品については「与薬依頼書」をご記入頂いた上で与薬いたします。

なお、園での医薬品のお預かりは致しかねますので、毎日当日与薬のみをお持ちいただきます。

医師の処方無しの市販の医薬品等につきましては原則として与薬致しかねますので、予めご了承ください。

### 1.3 感染症対策について

- ・当園では、児童等が感染症にかかった場合、出席停止・臨時休業等の拡大防止に努めます。
- ・出席停止の期間は、「学校保健安全法施行規則第19条における出席停止の期間の基準」に沿って実施します。
- ・保育中に異常な高熱、嘔吐を繰り返す、排泄物の状態などから、感染症が疑われる病状が見られた場合は、保護者様にご連絡をさせていただきながら嘔吐医に治療、判断を仰ぐ為に病院にお連れする場合がございます。
- ・保育中に嘔吐などの症状が見られた場合、状況により他の園児への感染拡大を防止するため、一時的に隔離などの措置を取る場合があります。
- ・原則として、37.5℃を超える発熱が見られた場合には、保護者様ならびに緊急連絡先様にご連絡の上、降園していただく事となります。

### 1.4 健康診断等

#### (1) 健康診断

- ・全園児対象に年2回園内にて実施します。  
健康診断により異常が認められた場合、保護者様に個別に詳細な検診をお願いする場合がございます。

#### (2) 身体測定

- ・全園児を対象に、毎月20日前後に身長・体重の測定を行います。
- ・結果は、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。
- ・身体測定の結果に関しまして、発育の状況などご不安な点がございましたら職員にご相談ください。
- ・また、日々の生活の中で気になる点、ご不明な点についてもご相談ください。

### 1.5 嘔吐医

当施設は、以下の嘔吐医と契約を締結しています。

#### (1) 内科・小児科

嘔吐医名	宇野 秀之
------	-------

### 1.6 緊急時の対応

- (1) お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。（別紙にご記入をお願いいたします）
- (2) 保護者と連絡がとれない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当施設が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘔吐医	氏名：宇野 秀之（宇野クリニック）
	所在地：埼玉県春日部市柏壁 1-6-5 電話 048-760-3711
救急隊	管轄消防署名：光が丘消防署北町出張所
	所在地：練馬区北町 3-10-14 電話：03-3931-0119
警察署	管轄警察署名：光が丘警察署
	所在地：光が丘 2-9-8 電話：03-5998-0110

## 1.7 非常災害時の対策

非常時の対応として以下の対策をしています。

消防計画 作成(変更)届出書	消防署 平成29年3月届出 防火管理者 氏名: 福地 真央	
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を実施。園単独(年 12回)	
防災設備	・自動火災報知機、誘導灯、消火器	
避難場所	第1避難場所	田柄公園
	第2避難場所	田柄小学校

- ・非常災害時には、災害伝言ダイヤルなどを活用し、速やかに保護者様に園児をお引渡しできるよう努めます。
- ・避難訓練については、地震(年6回)と火災(年6回)を想定した訓練を行います。また、消防署の訪問などの際にはAEDの使用方法などについても講習を受けます。
- ・避難時には園児の安全を最優先とするため、避難に必要な物資などを除く荷物の損害等、責任は負いかねますので予めご了承下さい。
- ・緊急時の避難、および災害伝言ダイヤルの使用方法などについては、お含みおきください。

## 1.8 防犯対策

不審者への防犯対策や交通安全対策をしています。

不審者対策	設備	入口鍵による施錠 防犯器具の設置
	訓練	年1回実施
交通安全	警察署と連携	

- ・園外保育の際には必ず2名以上の職員が引率し防犯対策を行います。

## 1.9 虐待等への対応

当施設は、児童虐待防止法の定めるところにより、不適切な養育等が疑われる場合には、自治体や関係機関と連携し、適切な対応を図ります。児童虐待を発見した場合には、通告義務が課せられております。この通告義務は、守秘義務より優先されます。通告の段階としては、児童相談所への通告、相談を経て、児童の身体に及ぶ危険性の程度および緊急性の程度により、警察への通告を行います。

また、不適切な養護が行われている疑いのある場合には、状況などを記録し、関係機関への通告の際に開示する等の措置をとります。

## 2.0 利用料金

### (1) 特定地域型教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市区町村に対し、当該市区町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

前項に掲げる保育料のほか、延長保育を実施した場合には【延長保育料金】に規定する延長保育料金を申し受けます。

延長保育料金につきましては、保育料金とあわせてご請求をさせていただきます。

### (3) 支払方法は、毎月27日に当月分のご指定の口座より引き落としとさせていただきます。

※保育料改定の時期には引き落としの日程が変更となる場合があります。

※現金受領は出来かねます。

## 2.1 個人情報について

園児やその家族についての情報や秘密は保持いたします。ただし、次の目的のために必要最小限の範囲内で使用します。

- ・連携施設等への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当り入園する予定の連携施設等との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園時、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時に、病院その他関係機関に対して必要な情報提供を行うこと。
- ・園内にて必要に応じて名前の掲示、また園内外で名前を呼ぶこと。

## 2.2 要望・苦情等に関する相談窓口

当施設では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当施設ご利用相談窓口	・窓口担当者：施設長 福地 真央 ・解決責任者：松浦 重雄（株式会社ルシェル）
	・御利用時間 平日 9：00～18：00 TEL 03-5967-1120 FAX03-5967-1132 (E-mail) tagaradai2@fk-land.com
第三者委員	・佐藤 拓哉（社労士）TEL 03-6228-0025 ・川井 康雄（弁護士）TEL 03-3431-4481
練馬区役所	代表 TEL 03-3993-1111

2.3 利用者に対しての保険の種類・保険内容・保険金額

当施設では、以下の保険に加入しています。

保険会社・加入保険		東京海上日動火災保険株式会社 ほいくのほけん			
契約セット	補償額				
大型セット (O-157等 特定感染症 補償コー ス)	園賠償責任保険	(施設賠) 対人1名・1事故10億円 対物1事故1,000万円 (生産物賠) 対人1名・1事故・期間中10億円 対物1事故・期間中1,000万円			
	追加被保険者特約	漏水事故補償 社会福祉充実計画に基づく事業の賠償責任:1,000万 免責金額なし			
	初期対応費用特約	① 見舞金費用:1名10万円限度(但し、園児死亡の場合1名100万円程度) ② 初期対応費用(見舞金費用含む):1事故10万円程度 ③ ①②共通 1事故1,000万円程度 免責金額:なし			
	管理財物補償	1事故100万円 免責金額なし			
	人格権侵害補償	1名 50万円 1事故1,000万円 免責金額なし			
	園児団体損害保険	死亡・後遺症害	入院保険日額	通院保険日額	
		250万円	3,000円	2,000円	
特定感染症対応費用特約	1事故・1記名被保険者あたり期間中20万円 免責金額なし				
個人情報漏 えい保険	賠償責任担保部分	支払限度額:1請求・保険期間中5,000万円			
	サイバーセキュリティ 事故対応費用部分		種小支払い割合	支払限度額	
		(1)訴訟対応費用	100%	1請求・保険期間中100万円	
		(2)訴訟対応費用以外の費用	①サイバー攻撃対応費用	(A) 100%	1事故・保険期間中(A)100万円または(B)100万円
			②原因・被害範囲調査費用	または	
			③相談費用	(B) 90%	
④データ等復旧費用	100%	1事故・保険期間中100万円			
⑤その他事故対応費用	100%	(個人情報漏えい見舞費用/法人見舞費用) 被害者1名につき1,000円/被害法人1社につき5万円			
⑥再発防止費用	90%	1事故・保険期間中100万円			

2.4 利用の開始について

当施設の利用は、市区町村から支給認定を受け、当施設と契約する期間からとします。

2.5 利用の終了について

当施設は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が3号認定を修了したとき(ただし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第42条が適用する場合は除く)
- (2) 児童の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- (4) 施設と利用者との利用契約において、虚偽の申告等に基づく重大な疑義が生じ、その疑義について解決が困難であると認められる場合。



## 2.6 入園時に必要な書類等

- (1) 健康保険証及び子ども医療費受給者資格証の写し
- (2) 保護者の連絡先を明確にするもの
- (3) 児童の体調を確認するもの（病歴、予防接種の記録やアレルギー等）
- (4) 児童の生活習慣等を知るもの

## 2.7 入園時に保護者の方が用意するもの

入園時および日頃の園生活においてお持ちいただくものについては、別紙をご参照ください。

## 2.8 施設と保護者の連絡について

- (1) 児童の施設での状況や家庭での状況を相互に連絡しあうために連絡帳を活用します。（体温、食事、遊び等）特に、保護者の方も家庭での様子をできるだけ詳細に記入してください。
- (2) 月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項をお知らせします。
- (3) 毎月末に次月の献立表を配布いたします。

## 2.9 保護者会について

日頃の園の運営に関するご意見を頂戴し、より良い運営に役立てる為、保護者会を適宜開催予定です。施設からは行事や出来事、保育の内容、運営状況等に関することについてお知らせします。

合わせまして、第三者委員会などによる運営評価の内容、結果についてもこの場で保護者様にお伝えすることもありますので、ご案内を差し上げた際には万難お繰り合わせの上、ご参加頂けますようお願い申し上げます。

※事前の参加状況調査により、参加者が契約者の5分の1に満たない場合は開催を取りやめ、書面でのご報告とさせていただきます。

### 30 当施設におけるその他の留意事項

当施設の御利用に際し、次のことについて御留意してください。

登園のとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登園は、朝9時までにご利用します。</li> <li>・登園の際は、お迎えのお時間などをお伺い致しますので、必ず園内まで保護者様がお越しください。</li> </ul>
欠席 又は登園が遅れる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の登園時間に遅れる場合は園までご連絡下さい。</li> <li>・予めお休みをする日がわかっている場合には、可能な限り早期に園までにご連絡いただけますよう、ご協力をお願い致します。</li> <li>・当日朝の健康状態によりお休みとなる場合は朝8時30分ごろまでにご連絡をお願いいたします。</li> </ul>
お迎えが遅れる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定の時刻に間に合わない場合については必ずご連絡をお願い致します。</li> </ul>
送迎する方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登園時にお伺いをしたお迎えの予定の方以外にはお引渡しは致しかねます。保護者様のご都合によりお迎えの方が登園時の申告と異なる場合には必ずご連絡をお願い致します。</li> <li>・お迎えの方の変更があった場合、変更となった方のお名前、ご連絡先、ご関係をお伺いいたします。また、実際のお迎えの方に身分証などのご提示を頂き本人確認をさせていただく場合があります。</li> </ul>
感染症について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝の登園時の状況、前日の健康状態などにより、感染症の疑いがある場合には、園内感染防止の為に預かりすることができません。</li> <li>・医師の診断により感染症と診断された場合、医師の書面による登園許可があるまで登園はできません。</li> </ul>
発熱のある場合について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育中に37.5℃を超える発熱が見受けられた際には、お迎えに来ていただきます。(保護者様がお迎えに来られず、代わりの方がお迎えに来られる場合の対応は前ページの「送迎する方」の欄に準じます。)</li> <li>・お迎えに来られるまでの間、解熱剤の投薬などの医薬品による処置は行っておりません。(氷まくら、冷却シートでの対応)</li> <li>・脱水症状が顕著な場合、激しく嘔吐する場合など症状が重篤な場合は、医療機関に搬送します。</li> </ul>
投薬について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の処方による医薬品については、予め「与薬依頼表」をご記入頂いた上で与薬を行います。</li> <li>・原則として園での医薬品のお預かりは致しかねます。その日服用する分のみを毎日ご用意ください。(塗り薬についてはお預かりできる場合がございますのでご相談ください)</li> </ul>
喫煙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当園の敷地内はすべて禁煙です。</li> <li>・園の周辺での喫煙もご遠慮頂いております。周辺の環境美化ならびに園児への健康への影響にご理解、ご協力をお願い申し上げます。</li> </ul>
職員等の守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員には守秘義務があります。業務上知りうる個人情報については、その漏洩を防止する義務を負います。</li> <li>・ただし、行政や警察などの公的機関からの開示命令があった場合、これらの命令は守秘義務より優先されます。</li> <li>・また、別紙「同意書」の規定に基づき、関係先へ必要最小限の情報開示を行います。</li> </ul>